

B

定額賠償のご請求

『記入例』19～20ページをご参照ください。

請求書
8ページ

本書類のご説明 定額賠償のご希望の有無についてご選択いただく書類です。

定額賠償のご請求

●本ページは必ずご記入ください。

- 償却資産の定額賠償ご希望の有無について、いずれか1つにチェック☑を入れてください。
- 事業で使用している償却資産を所有されているものの、固定資産台帳がなく、かつ固定資産台帳の代わりとなる契約書や領収書等の必要書類がない方は、「50万円の定額賠償の請求を行います」にチェック☑を入れてください。
- 固定資産台帳がある方でも、50万円の定額賠償をご希望される方は、「50万円の定額賠償の請求を行います」をお選びいただけます。
- すべての資産グループの建物が、地震・津波により倒壊・流失している場合には、賠償の対象とはなりません。
- なお、「50万円の定額賠償の請求を行いません」にチェック☑を入れた方につきましても、賠償金額を算出した結果が50万円未満の場合は、費用処理した少額資産以外の償却資産の賠償金額として50万円を賠償させていただきます。

1 50万円の定額賠償の請求を行います

●以降、C、D7、E1～E3の請求明細についてご記入ください。

●「D7費用処理を行った少額資産」の②をご記入される場合を除き、償却資産を所有されていることを確認できる証明書類をご提出いただく必要はありません。

2 50万円の定額賠償の請求を行いません

●以降、C～E3の請求明細についてご記入ください。

●ご請求いただく償却資産ごとに、所有されていることを確認できる証明書類をご提出ください。

請求可

D7

費用処理を行った少額資産の情報

請求書
17ページ

『記入例』41～42ページをご参照ください。

本書類のご説明 本件事故発生時点でご請求者さまが所有されているが、資産計上されていない償却資産の情報をご記入いただく書類です。

●本ページは必ずご記入ください。

- 取得価額が少額であるため、資産計上せず費用計上を行った償却資産につきましては、帳簿価額が存在しないため、以下のいずれかの算定方法により賠償させていただきます。

A. 対象区域内の機械装置、工具器具備品、車両運搬具の帳簿価額の合計金額* × 5%

*・持ち出し資産等の賠償対象とならない資産のほか、一定の期間に取得した償却資産(詳細はD4本請求書14ページ参照)および帳簿に記載のない償却資産(詳細はD4本請求書15ページ参照)を含みます。
・一定の期間に取得した償却資産、および帳簿に記載のない償却資産につきましては、ご記入いただいた請求明細から弊社にて金額を集計させていただきます。

B. 10万円(定額)

帳簿が無い場合は、こちらで請求出来ます。

- Aの方法で算定した結果、10万円を下回る場合は、10万円を賠償させていただきます。なお、すべての資産グループの建物が、地震・津波により倒壊・流失している場合には、賠償の対象とはなりません。

①費用処理した少額資産の請求に関し、以下のいずれかにチェック☑を入れてください。

- 1 費用処理を行った少額資産について、賠償の請求を行います。
- 2 費用処理を行った少額資産は存在しないため、賠償の請求を行いません。

②上記にて、「費用処理を行った少額資産について、賠償の請求を行います。」にチェック☑を入れた場合は、対象区域の機械装置、工具器具備品、車両運搬具の帳簿価額の合計金額を必ずご記入ください。
※金額をご記入いただかない項目につきましては、0円とみなし、賠償金額を算定させていただきます。

帳簿価額の合計金額	
機械装置	円
工具器具備品	円
車両運搬具	円

B. 10万円(定額)で請求をする場合は、この表への記載の必要はありません。

上記の様に、50万円の定額賠償の請求を選択した場合でも、定額賠償(50万円)以外に賠償請求出来る可能性があります。請求書記入の際にはご注意ください。